

公益社団法人 京都府歯科衛生士会役員報酬規程

第1条 この規程は定款第25条の規定により役員報酬について定めるものである。

第2条 役員は無報酬とする。ただし第25条第2項の規定に基づき、その職務を行うために要した費用について、その実費相当額を支払うことができる。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。